

# 名古屋市立大学人文社会学部履修規程

## 目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 教養教育科目（第2条―第13条の3）
- 第3章 専門教育科目（第14条―第24条の2）
- 第4章 他学部との単位互換（第25条―第34条）
- 第4章の2 履修登録単位数の上限（第34条の2）
- 第5章 卒業要件等（第35条―第39条の4）
- 第6章 その他（第40条）

## 附則

（一部改正 平成20年達

第47号、平成21年達第35号、平成23年達第1号、平成31年達第23号、令和2年達第17号）

## 第1章 総則

### （趣旨）

第1条 この規程は、名古屋市立大学学則（平成18年名古屋市立大学学則第1号。以下「学則」という。）第41条の規定に基づき、授業科目、単位数及び履修方法等（以下「履修方法等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（一部改正 平成20年達第47号、令和2年達第17号）

## 第2章 教養教育科目

### （授業科目及び単位数）

第2条 授業科目、配当年次、単位数及び必修・選択・自由の区分は、別表1のとおりとする。

（一部改正 平成27年達第16号）

### （単位の計算の基準）

第3条 授業科目の単位数については、45時間の学修内容をもって1単位とし、授業形態に応じて次の各号に定める基準により計算する。

- (1) 講義 15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習 15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実習及び実技 30時間の授業をもって1単位とする。

（一部改正 平成20年達第47号、平成30年達第23号）

### （修得必要単位数）

第4条 教養教育科目における修得必要単位数は、別表2のとおりとする。

### （履修の届出）

第5条 学生は、年度の始めにおいて、前期及び後期に履修しようとする授業科目について指定された期間内に、所定の手続きにより届け出なければならない。

2 前項の規定により届け出た後期の授業科目については、後期においての指定された期間内に所定の手続きにより変更（授業科目の追加を含む。）することができる。

(履修の取消)

第6条 学生は、指定された期間内に所定の手続きにより履修の取り消しをすることができる。

(履修方法)

第7条 必修科目は、配当年次において必ず履修しなければならない。

- 2 授業時間の重なる授業科目（専門教育科目の授業科目を含む。）は、重複して履修することはできない。
- 3 第5条により届け出た授業科目以外の授業科目は、履修することができない。
- 4 既に単位を修得した授業科目は、再履修することはできない。
- 5 1年次においては2年次に配当された科目を履修することができない。
- 6 授業科目によっては、履修者数及び履修資格を定めることがある。
- 7 授業科目のうち、履修するクラスを指定する科目（以下「指定科目」という。）は、原則として指定されたクラス以外で履修することはできない。ただし、指定科目を再履修するため同一授業時間の別の指定科目が履修できない場合は、指定されたクラス以外で履修できることがある。

(試験)

第8条 試験は学期末に行う。ただし、必要がある場合には、学期末以外の時期に行うことがある。

- 2 前項の試験は、レポートその他の方法をもって代えることがある。
- 3 出席時間数が当該授業科目の全時間数の7割に満たない場合は失格とし、受験資格を与えない。

(追試験)

第9条 学則第36条に規定する追試験を受けようとする学生は、指定された期間内に追試験受験願を提出しなければならない。

(再試験)

第10条 試験に不合格となった授業科目については、再試験を受けることができる。

- 2 再試験を受けることができる学生は、試験の成績が50点以上の者とし、指定された期間内に再試験受験願を提出し、再試験料を納付しなければならない。

(一部改正 平成19年達第58号、平成20年達第47号)

(成績)

第11条 前3条の試験の成績は、100点を満点とした点数により採点し、60点以上を合格、60点未満を不合格とし、次の各号により表示する。

- (1) 90点以上 秀
- (2) 80点以上 優
- (3) 70点以上 良
- (4) 60点以上 可
- (5) 60点未満 不可

- 2 再試験については、前項の規定にかかわらず最高60点を限度として採点する。

(一部改正 平成19年達第58号、平成22年達第46号)

(再履修)

第12条 不合格又は失格となった授業科目については、再履修しなければ受験資格を認めない。

2 再履修をしようとする学生は、事前に担当教員の許可を受けなければならない。

3 再履修をする場合、指定科目については原則として前年度所属クラスにおいて受講しなければならない。なお、2年次以降に初めて履修する場合もこれに従う。ただし、授業編成の都合でその授業時間に履修できない場合には、異なる学期又は他のクラスで履修できることがある。

(入学前の既修得単位の認定)

第13条 入学前の既修得単位の認定は、学則第40条に従い、教授会の議を経て行う。

2 既修得単位の認定を受けようとする学生は、指定された期間内に既修得単位認定申請書を提出しなければならない。

(学外における学修の単位認定)

第13条の2 学則第40条の2の規定により単位を認定することのできる学修及び単位数は、別表2の2のとおりとする。

2 前項に規定する単位の認定を受けようとする学生は、指定された期間内に学外における学修に係る単位認定申請書を提出しなければならない。

(一部改正 平成20年達第47号)

(単位の取消)

第13条の3 学則第31条の規定に基づき授業料の未納により除籍する場合において、授業料の未納期間に修得した単位があるときは、これを取り消す。

(一部改正 平成23年達第1号)

### 第3章 専門教育科目

(授業科目及び単位数)

第14条 授業科目、配当年次、単位数及び必修・選択・自由の区分については、別表3のとおりとする。

2 学生は、別に定めるところにより、他の学科に属する授業科目を履修することができる。

(一部改正 平成21年達第35号)

(単位の計算の基準)

第15条 授業科目の単位数については、45時間の学修内容をもって1単位とし、次の基準による。

(1) 講義及び演習は、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、子どもの健康と安全及び子どもの食と栄養は、30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技は、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、保育実習1(保育所)、保育実習1(施設)、保育実習2及び保育実習3は、40時間の実習をもって1単位とする。

(一部改正 平

成21年達第35号、平成22年達第46号、平成23年達第45号、平成24年達第24号、平成25年達第21号、平成30年達第23号、平成31年達第14号、令和2年達第17号、令和3年達第13号)

(修得必要単位数)

第16条 専門教育科目における修得必要単位数は、別表4のとおりとする。

(履修の届出)

第17条 学生は、年度の始めにおいて、前期、後期及び2学期にわたり履修しようとする授業科目について指定された期間内に、所定の手続により届け出なければならない。

(一部改正 平成19年達第58号)

(履修の取消)

第18条 前条の規定により届け出た後期の授業科目及び2学期にわたり開講される科目については、指定された期間内に所定の手続きにより履修の取り消しをすることができる。ただし、別表3により必修とされた授業科目を除く。

(一部改正 平成19年達第58号)

(履修方法)

第19条 必修科目は、配当年次において必ず履修しなければならない。

2 選択科目は、配当年次において履修することが望ましい。

3 授業時間の重なる授業科目(教養教育科目の授業科目を含む。)については、重複して履修することはできない。

4 学生は、第17条により届け出た授業科目以外の授業科目の単位を修得することはできない。

5 同じ区分に属する一つの授業科目については、別表3に定める単位数を超えて単位を修得することはできない。

6 1年次においては2年次以降配当科目を、2年次においては3年次以降配当科目を、また3年次においては4年次配当科目を履修することはできない。

(一部改正 平成25年達第21号、令和2年達第17号)

(試験)

第20条 学期末又は2学期にわたり開講される授業科目にあつては後の学期末に試験を行う。ただし、特に必要がある場合には、随時行うことができる。

2 前項の試験のほか、論文又はレポート等をもって試験に代えることができる。

3 出席時間数が当該授業科目の全時間数の7割に満たない場合は、失格とし受験資格を与えない。

(一部改正 平成22年達第46号)

(追試験)

第21条 学則第36条に規定する追試験は、教授会の議を経て行うことができる。ただし、追試験を受けることを希望する学生は、追試験受験願を速やかに提出しなければならない。

(一部改正 平成19年達第58号)

(再試験)

第22条 試験に不合格となった授業科目については、再試験を受けることができる。

2 再試験を受けることができる学生は、試験の成績が50点以上の者とし、指定された期間内に再試験受験願を提出しなければならない。

(一部改正 平成19年達第58号)

(成績)

第23条 前3条の試験の成績は、100点を満点とした点数により採点し、60点以上を合格、60点未満を不合格とし、次の各号により表示する。

- (1) 90点以上 秀
- (2) 80点以上 優
- (3) 70点以上 良
- (4) 60点以上 可
- (5) 60点未満 不可

2 再試験については、前項の規定にかかわらず最高60点を限度として採点する。

(一部改正 平成22年達第46号)

(再履修)

第24条 不合格又は失格となった授業科目については、再履修しなければ受験資格を認めない。

2 再履修しようとする者は、事前に担当教員の許可を受けなければならない。

(一部改正 平成22年達第46号)

(単位の取消)

第24条の2 学則第31条の規定に基づき授業料の未納により除籍する場合において、授業料の未納期間に修得した単位があるときは、これを取り消す。

(一部改正 平成23年達第1号)

#### 第4章 他学部との単位互換

(授業科目)

第25条 学生は、別に定めるところにより、他学部の授業科目を履修することができる。

(履修の届出)

第26条 他学部の授業科目の履修を希望する場合は、指定された期間内に所定の様式により届け出なければならない。

(一部改正 平成19年達第58号)

(履修の取消)

第27条 他学部の授業科目の履修を取り消す場合は、指定された期間内に所定の様式により届け出なければならない。

(一部改正 平成19年達第58号)

(履修方法等)

第28条 学生は、他学部の授業科目を履修する場合には、他学部の履修規程等の規定に従い、履修しなければならない。

(一部改正 平成19年達第58号)

(単位の認定及び取消)

第29条 他学部の授業科目を履修した学生の単位の認定は、当該学部より送付される成績証明書等に基づき、本学部が行う。

2 学則第31条の規定に基づき授業料の未納により除籍する場合において、授業料の未納期間に修得した単位があるときは、これを取り消す。

(一部改正 平成19年達第58号、平成23年達第1号)

(他学部生の受入手続き)

第30条 他学部の学生が本学部の授業科目の履修を希望する場合は、所定の様式により当該学生が所属する学部を通じて本学部へ届け出なければならない。

2 本学部の授業科目の履修を希望する他学部の学生については、前項の提出書類に基づき、本学部において教授会の議を経て、学部長が受入れの可否を決定する。

(一部改正 平成19年達第58号)

(受入学生の人数)

第31条 前条の規定により他学部からの受入れる学生（以下「受入れ学生」という。）の数は、各授業科目において本学部の学生の教育に支障を与えない範囲とする。

(一部改正 平成19年達第58号)

(受入学生の履修可能授業科目)

第32条 他学部の学生が履修できる授業科目は、本学部が指定する授業科目とする。

(一部改正 平成19年達第58号)

(受入学生の履修方法・単位授与)

第33条 受入れ学生の履修等は、原則として本学部の履修規程等の規定に従うものとする。

(一部改正 平成19年達第58号)

(その他)

第34条 単位互換に関し、この規程に定めのない事態が生じた場合には、その対処の方法について、教授会の議を経て、学部長が決定する。

(一部改正 平成19年達第58号)

#### 第4章の2 履修登録単位数の上限

(一部改正 平成21年達第35号)

(履修登録単位数の上限)

第34条の2 1つの学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、別に定める場合を除き、24単位とする。

(一部改正 平成21年達第35号)

#### 第5章 卒業要件等

(卒業論文の着手条件)

第35条 別表5に示された単位を修得していない学生は、卒業論文に着手することができない。

(卒業の認定)

第36条 所定の期間在学し、第4条及び第16条で定める修得すべき単位を修得した者に対しては、卒業資格を認定する。

(保育士資格の取得)

第37条 心理教育学科専門教育科目のうち、別表6アの心理教育学科における科目欄に掲げる教科目については、同表の告示別表第1による必修科目欄に掲げる教科目の区分に従い、「児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科

目及び単位数並びに履修方法（平成13年厚生労働省告示第198号）」別表第1の教科目及び単位数に読み替えるものとする。

- 2 心理教育学科に第1年次から在学し、又は第3年次から編入学し、別表6アからウまでに規定する科目を履修し、所定の単位を修得したうえで卒業した者は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）の定めるところにより、保育士の資格を取得することができる。なお、編入学前に、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第13条第1項第1号に規定する指定保育士養成施設で履修した教科目について修得した単位を、教授会の議を経て、30単位を超えない範囲で当該教科目に相当する教科目の履修により修得したものと認定することができる。
- 3 前項の規定により保育士の資格を取得しようとする者は、別表6ア及びイに規定する授業科目、配当年次、単位数及び必修・選択の区分に従い履修しなければならない。

（一部改正 平成22年達第46号、平成25年達第21号、平成31年達第14号）

（教員免許状の取得）

第38条 心理教育学科に、第1年次から在学し、又は第3年次から編入学し、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得したうえで卒業した者は、幼稚園教諭一種免許状の授与を受けることができる。

- 2 前項に定める教員免許状の授与を受けようとする者は、別表7に定める授業科目、配当年次、単位数及び必修・選択の区分に従い履修しなければならない。

（一部改正 平成22年達第46号、平成25年達第21号）

第39条 第1年次から在学し、又は第3年次から編入学し、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得したうえで卒業した者は、中学校教諭一種免許状（社会又は英語）又は高等学校教諭一種免許状（地理歴史、公民又は英語）の授与を受けることができる。

- 2 前項に定める教員免許状の授与を受けようとする者は、その区分に従い、別表8又は別表9に定める授業科目、配当年次、単位数及び必修・選択の区分に従い履修しなければならない。

（一部改正 平成19年達第58号、平成22年達第46号）

（社会福祉士国家試験受験資格の取得）

第39条の2 第1年次から在学し、又は第3年次から編入学し、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）及び社会福祉に関する科目を定める省令（平成20年文部科学省・厚生労働省令第3号）に定める所要の単位を修得したうえで卒業した者は、社会福祉士国家試験受験資格を取得することができる。

- 2 前項に定める社会福祉士国家試験受験資格を取得する者は、その区分に従い、別表10に定める授業科目、配当年次、単位数の区分に従い履修しなければならない。
- 3 別表10に定める授業科目のうち、心理学概論、現代社会と福祉1及び現代社会と福祉2を履修した者で、社会福祉士国家試験受験資格を希望する学生が各学年20名を超える場合には、選考を実施し、受験資格取得に必要な履修科目を登録できる者を決定する。

（一部改正 平成19年達

第58号、平成21年達第35号、平成22年達第46号、平成26年達第16号、平成30年達第93号）

（スクール（学校）ソーシャルワーク資格の取得）

第39条の3 第1年次から在学し、前条に定める社会福祉士国家試験受験資格を取得したうえで当該国家試験に合格し、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟認定スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程の定める所要の単位を修得した者は、卒業時に一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟認定スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程の修了証の交付を受けることができる。

- 2 前項に定める一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟認定スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程の修了証の交付を希望する者は、別表11に定める授業科目、単位数の区分に従い履修しなければならない。
- 3 「社会福祉士国家試験受験資格」所定の科目を履修した者のうち、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟認定スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程の修了証の交付を希望する学生が2名を超える場合は選考を実施し、修了証の交付に必要な履修科目を登録できる者を決定する。

（一部改正 平成31年達第14号）

（公認心理師試験受験資格の取得）

第39条の4 心理教育学科に、第1年次から在学し、又は第3年次から編入学し、公認心理師法（平成27年法律第68号）及び公認心理師法施行規則（平成29年文部科学省・厚生労働省令第3号）に定める所要の単位を修得したうえで卒業した者は、さらに次の各号のいずれかを満たすことで、公認心理師試験の受験資格を取得することができる。

- (1) 公認心理師法施行規則に定める所要の科目を開設する大学院に進学し、所要の単位を修得して修了すること。
  - (2) 公認心理師法施行規則に定める実習指導者の資格を有する者による指導を受け、2年以上の実務経験を積むこと。
- 2 前項に定める公認心理師試験の受験資格取得を希望する者は、その区分に従い、別表12に定める授業科目、配当年次、単位数の区分に従い履修しなければならない。
  - 3 別表12に定める授業科目のうち、心理学概論、知覚・認知心理学B（認知心理学）及び感情・人格心理学を履修した者で、公認心理師試験受験資格取得を希望する学生が多い場合には、選考を実施し、受験資格取得に必要な履修科目を登録できる者を決定することがある。

（この条追加 平成30年達第23号、一部改正 平成31年達第14号）

## 第6章 その他

（その他）

第40条 この規程に定めるもののほか、履修方法等に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が定める。

（一部改正 平成27年達第47号）

## 附 則

（施行期日）

- 1 この達は、発布の日から施行する。  
（名古屋市立大学人文社会学部履修規程の廃止）
- 2 名古屋市立大学人文社会学部履修規程（平成8年名古屋市立大学達第39号）は、廃止する。  
（経過措置）
- 3 この達の規定は、平成18年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生に適用し、平成17年度以前に入学した学生については、前項の規定による廃止前の名古屋市立大学人文社会学部履修規程（以下「廃止前規程」という。）の例による。
- 4 前項の規定にかかわらず、平成17年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、廃止前規程の規定により難いと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。



- 5 平成18年度以後に転入学等する学生の履修方法等については、この達の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学生の例による。
- 6 この附則に規定するもののほか、この達の施行に関して必要な経過措置は、教授会が別に定める。

附 則（平成19年公立大学法人名古屋市立大学達第58号）

（施行期日）

- 1 この規程は、発布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学人文社会学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成19年度以後に入学（第3年次編入学並びに転入学、再入学及び学士入学（以下「第3年次編入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成18年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後規程第10条、第11条及び第21条の規定は、平成18年度以前に入学した学生にも適用する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、平成18年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 5 平成19年度以降に第3年次編入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 6 この附則に規定するもののほか、この達の施行に関して、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。

（一部改正 平成26年達第16号）

附 則（平成20年公立大学法人名古屋市立大学達第47号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学人文社会学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成20年度以後に入学（第3年次編入学並びに転入学、再入学及び学士入学（以下「第3年次編入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成19年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後規程第1条、第1条の2、第3条、第10条及び第13条の2の規定は、平成19年度以前に入学した学生にも適用する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、平成19年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 5 平成20年度以後に第3年次編入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 6 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、別に定める。

（一部改正 平成26年達第16号）

附 則（平成21年公立大学法人名古屋市立大学達第35号）

（施行期日）

- 1 この規程は、発布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学人文社会学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成21年度以後に入学（第3年次編入学並びに転入学、再入学及び学士入学（以下「第3年次編入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成20年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成20年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 4 平成21年度以降に第3年次編入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して、必要な経過措置は、別に定める。

(一部改正 平成26年達第16号)

附 則（平成22年公立大学法人名古屋市立大学達第46号）  
(施行期日)

- 1 この規程は、発布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学人文社会学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成22年度以後に入学（第3年次編入学並びに転入学、再入学及び学士入学（以下「第3年次編入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成21年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成21年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 4 平成22年度以降に第3年次編入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して、必要な経過措置は、別に定める。

(一部改正 平成26年達第16号)

附 則（平成23年公立大学法人名古屋市立大学達第1号）  
この規程は、発布の日から施行する。

附 則（平成23年公立大学法人名古屋市立大学達第45号）  
(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学人文社会学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成23年度以後に入学（第3年次編入学並びに転入学、再入学及び学士入学（以下「第3年次編入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成22年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成22年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 4 平成23年度以後に第3年次編入学等する学生に係る履修方法等については、改正後

規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。

- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して、必要な経過措置は、別に定める。

(一部改正 平成26年達第16号)

附 則 (平成24年公立大学法人名古屋市立大学達第24号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学人文社会学部履修規程 (以下「改正後規程」という。)の規定は、平成24年度以後に入学 (第3年次編入学並びに転入学、再入学及び学士入学 (以下「第3年次編入学等」という。)を除く。)する学生について適用し、平成23年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成23年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 4 平成24年度以後に第3年次編入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して、必要な経過措置は、別に定める。

(一部改正 平成26年達第16号)

附 則 (平成25年公立大学法人名古屋市立大学達第21号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学人文社会学部履修規程 (以下「改正後規程」という。)の規定は、平成25年度以後に入学 (第3年次編入学並びに転入学、再入学及び学士入学 (以下「第3年次編入学等」という。)を除く。)する学生について適用し、平成24年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後規程第15条の規定は平成23年度以後に入学した学生について適用する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、平成24年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 5 平成25年度以後に第3年次編入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 6 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、別に定める。

(一部改正 平成26年達第16号)

附 則 (平成26年公立大学法人名古屋市立大学達第16号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学人文社会学部履修規程 (以下「改正後規程」という。)の規定は、平成26年度以後に入学 (第3年次編入学並びに転入学、再入学及び学士入学 (以下「第3年次編入学等」という。)を除く。)する学生について適用し、平成25年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成25年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。

- 4 平成 26 年度以後に第 3 年次編入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。  
(名古屋市立大学人文社会学部履修規程の一部を改正する規程の一部改正)
- 6 名古屋市立大学人文社会学部履修規程の一部を改正する規程(平成 19 年公立大学法人名古屋市立大学達第 58 号)の一部を次のように改正する。  
(次のよう 略)
- 7 名古屋市立大学人文社会学部履修規程の一部を改正する規程(平成 20 年公立大学法人名古屋市立大学達第 47 号)の一部を次のように改正する。  
(次のよう 略)
- 8 名古屋市立大学人文社会学部履修規程の一部を改正する規程(平成 21 年公立大学法人名古屋市立大学達第 35 号)の一部を次のように改正する。  
(次のよう 略)
- 9 名古屋市立大学人文社会学部履修規程の一部を改正する規程(平成 22 年公立大学法人名古屋市立大学達第 46 号)の一部を次のように改正する。  
(次のよう 略)
- 10 名古屋市立大学人文社会学部履修規程の一部を改正する規程(平成 23 年公立大学法人名古屋市立大学達第 45 号)の一部を次のように改正する。  
(次のよう 略)
- 11 名古屋市立大学人文社会学部履修規程の一部を改正する規程(平成 24 年公立大学法人名古屋市立大学達第 24 号)の一部を次のように改正する。  
(次のよう 略)
- 12 名古屋市立大学人文社会学部履修規程の一部を改正する規程(平成 25 年公立大学法人名古屋市立大学達第 21 号)の一部を次のように改正する。

附 則(平成 27 年公立大学法人名古屋市立大学達第 16 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学人文社会学部履修規程(以下「改正後規程」という。)の規定は、平成 27 年度以後に入学(第 3 年次編入学並びに転入学、再入学及び学士入学(以下「第 3 年次編入学等」という。))を除く。)する学生について適用し、平成 26 年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成 26 年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたい場合は、教授会の議を経て学部長が別に定める。
- 4 平成 27 年度以後に第 3 年次編入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則(平成 27 年公立大学法人名古屋市立大学達第 47 号)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年公立大学法人名古屋市立大学達第 16 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学人文社会学部履修規程(以下「改正後規程」という。)の規定は、平成 28 年度以後に入学(第 3 年次編入学並びに転入学、再入学及

び学士入学（以下「第3年次編入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成27年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、平成27年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたい場合は、教授会の議を経て学部長が別に定める。
- 4 平成28年度以後に第3年次編入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則（平成30年公立大学法人名古屋市立大学達第23号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学人文社会学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成30年度以後に入学（第3年次編入学並びに転入学、再入学及び学士入学（以下「第3年次編入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成29年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。ただし、改正後規程別表11に規定する授業科目「心理学的支援法」、「精神疾患とその治療」は、平成29年度以前に入学した学生についても受講可能とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成29年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたい場合は、教授会の議を経て学部長が別に定める。
- 4 平成30年度以後に第3年次編入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。  
（一部改正 平成30年達第93号）

附 則（平成30年公立大学法人名古屋市立大学達第93号）

（施行期日）

- 1 この規程は、発布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。  
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学人文社会学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成30年度以後に入学（第3年次編入学並びに転入学、再入学及び学士入学（以下「第3年次編入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成29年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成29年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたい場合は、教授会の議を経て学部長が別に定める。
- 4 平成30年度以後に第3年次編入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。  
（名古屋市立大学人文社会学部履修規程の一部を改正する規程の一部改正）
- 6 名古屋市立大学人文社会学部履修規程の一部を改正する規程（平成30年公立大学法人名古屋市立大学達第23号）の一部を次のように改正する。

（次のよう 略）

附 則（平成31年公立大学法人名古屋市立大学達第14号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学人文社会学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成31年度以後に入学（第3年次編入学並びに転入学、再入学及

び学士入学（以下「第3年次編入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成30年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。

ただし、改正後規程別表12に規定する授業科目「心理学的支援法」、「精神疾患とその治療」は、平成29年度以前に入学した学生についても受講可能とし、改正後規程第37条第1項については、平成18年度以後に入学した学生について適用する。

- 3 前項の規定にかかわらず、平成30年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたい場合は、教授会の議を経て学部長が別に定める。
- 4 平成31年度以後に第3年次編入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則（平成31年公立大学法人名古屋市立大学達第23号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年公立大学法人名古屋市立大学達第17号）  
（施行期日）

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学人文社会学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、令和2年度以後に入学（第3年次編入学並びに転入学、再入学及び学士入学（以下「第3年次編入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、令和元年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。  
ただし、改正後規程第15条については、令和元年度以後に入学した学生について適用する。

- 3 前項の規定にかかわらず、令和元年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたい場合は、教授会の議を経て学部長が別に定める。
- 4 令和2年度以後に第3年次編入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会の議を経て学部長が別に定める。

附 則（令和3年公立大学法人名古屋市立大学達第13号）  
（施行期日）

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学人文社会学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、令和3年度以後に入学（第3年次編入学並びに転入学、再入学及び学士入学（以下「第3年次編入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、令和2年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。ただし、改正後規程第15条については、令和元年度以後に入学した学生に適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和2年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたい場合は、教授会の議を経て学部長が別に定める。
- 4 令和3年度以後に第3年次編入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会の議を経て学部長が別に定める。

附 則（令和4年公立大学法人名古屋市立大学達第24号）  
（施行期日）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学人文社会学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、令和4年度以後に入学（第3年次編入学並びに転入学、再入学及び学士入学（以下「第3年次編入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、令和3年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和3年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたい場合は、教授会の議を経て学部長が別に定める。
- 4 令和4年度以後に第3年次編入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。ただし、改正後規程別表8及び別表9に規定する授業科目「ICT活用教育論」は令和4年度以後に入学する第3年次編入学生等にも適用する。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会の議を経て学部長が別に定める。

別表 1

区 分	授 業 科 目	授業 形態	配当 年次	単 位 数		
				必修	選択	自由
共 通 科 目	大 学 特 色 科 目	大学生になる	講義	1		2
		大人になる	講義	1	2	
		社会人になるA	講義	1	2	
		社会人になるB	講義	1	2	
		NCU先端科目：医療系	講義	1	2	
		NCU先端科目：自然・情報系	講義	1	2	
		NCU先端科目：社会科学系	講義	1	2	
		NCU先端科目：人文系	講義	1	2	
		地域社会で活躍する女性	講義	1	2	
		共生社会におけるふれあいネットワ ーク	講義	1	2	
		現代社会と人と地域のつながり	講義	1	2	
		名古屋市政を通してみる現代社会の 諸問題	講義	1	2	
		ESDと地域の環境	講義	1	2	
		多文化共生と国際貢献－あなたに何 ができるのか－	講義	1	2	
		ワークライフバランスとダイバーシ ティ	講義	1	2	
		まちづくり論	講義	1	1	
		次世代エネルギーワークショップ	講義	1	2	
		起業家になる	講義	1	2	
		科学館・博物館・美術館から知る名 古屋	講義	1	2	
		中国短期語学研修	講義 実習	1	2	
	フランス短期語学研修	講義 実習	1	2		
	現 代 社 会 の 諸 相	日本国憲法	講義	1	2	
		なぜ憲法が必要なのか	講義	1	2	
		法学入門	講義	1	2	
		知的財産権入門	講義	1	2	
		人と法と医療	講義	1	2	
		経済学：経済と社会	講義	1	2	
		経済学：経済のしくみ	講義	1	2	
		経済学：経済学の考え方	講義	1	2	
		経営学：企業と社会、個人の関係	講義	1	2	
		経営学：企業活動の諸相	講義	1	2	
		経営学：組織を取り巻く諸環境につ いて	講義	1	2	



	社会学A	講義	1		2	
	社会学B	講義	1		2	
	社会学C	講義	1		2	
	社会環境論	講義	1		2	
	新聞報道の現場から	講義	1		2	
	環境行動学と情報リテラシー	講義	1		2	
	平和論	講義	1		2	
	私たちの暮らしと政治・行政・地方自治	講義	1		2	
	国際政治と社会	講義	1		2	
	フィールド研究からみるアジア	講義	1		2	
	キー・コンピテンシー	講義	1		2	
	シティズンシップ入門	講義	1		2	
	地域力を高めるひとつづくり	講義	1		2	
文化と人間性の探求	琉球・沖縄の歴史・文化を識る	講義	1		2	
	日本文化の理解	講義	1		2	
	人類学	講義	1		2	
	日本語コミュニケーション	講義	1		2	
	囲碁に学ぶ	講義	1		2	
	死の文化学	講義	1		2	
	東ヨーロッパの文化と歴史	講義	1		2	
	文化に見る歴史	講義	1		2	
	欧州史の中の北欧史	講義	1		2	
	アメリカ史入門	講義	1		2	
	都市と地域構造の地理学	講義	1		2	
	音楽と文化	講義	1		2	
	デザインと情報	講義	1		2	
	人間と表現	講義	1		2	
	自分とみんなで考える哲学	講義	1		2	
	討論の中で問題を発見する哲学	講義	1		2	
	応用倫理学－生命倫理の現在	講義	1		2	
	心理学概論	講義	1		2	
	心理学入門	講義	1		2	
	現代教育の諸相	講義	1		2	
次世代育成と地域の課題	講義	1		2		
宗教学入門	講義	1		2		
人間と自然	科学史	講義	1		2	
	環境と社会・制度・政治・経済	講義	1		2	
	環境科学	講義	1		2	
	植物の多様性と環境	講義	1		2	
	動物とヒトの進化多様性	講義	1		2	
	社会と医学	講義	1		2	

		くすりと社会	講義	1		2	
		都市と自然	講義	1		2	
		健康と生活	講義	1		2	
		行動生態学	講義	1		2	
	自然と数理の探求	教養として知っておきたい様々な病気の実態	講義	1		2	
		創薬と生命	講義	1		2	
		宇宙のなりたち	講義	1		2	
		植物とバイオテクノロジー	講義	1		2	
		エネルギーのサイエンス	講義	1		2	
		バイオサイエンス入門	講義	1		2	
		情報と数理の世界	講義	1		2	
		データサイエンスへの誘い	講義	1		2	
		地球史入門	講義	1		2	
		地域生態学	講義	1		2	
語学科目	英語	IS: Community	演習	1		1	
		IS: Social Justice	演習	1		1	
		IS: Life & Work	演習	1		1	
		IS: Health & Well-being	演習	1		1	
		IS: The Arts	演習	1		1	
		AE: Make a Difference in Your Community	演習	1		2	
		AE: Interact Internationally	演習	1		2	
		AE: Improve Life Skills	演習	1		2	
		AE: Raise Health/ Environmental Awareness	演習	1		2	
		AE: Produce a Movie	演習	1		2	
		CS: Presentation	演習	1		2	
		CS: Grammar and Usage	演習	1		2	
		CS: TOEIC Preparation	演習	1		2	
		EM: World News	演習	1		2	
		EM: Popular Culture	演習	1		2	
	EM: Reading for Inspiration	演習	1		2		
	EM: Online Articles and Videos	演習	1		2		
	その他の言語	ドイツ語初級1	演習	1		2	
		ドイツ語初級2	演習	1		2	
フランス語初級1		演習	1		2		
フランス語初級2		演習	1		2		
中国語初級1		演習	1		2		

		中国語初級 2	演習	1		2	
		韓国語初級 1	演習	1		2	
		韓国語初級 2	演習	1		2	
		スペイン語初級 1	演習	1		2	
		スペイン語初級 2	演習	1		2	
		日本手話初級 1	演習	1		2	
		日本手話初級 2	演習	1		2	
		ポルトガル語入門	演習	1		2	
		ロシア語入門	演習	1		2	
		イタリア語入門	演習	1		2	
		アラビア語入門	演習	1		2	
		日本語上級 1	演習	1		2	
		日本語上級 2	演習	1		2	
		ドイツ語初級会話 1	演習	1		2	
		ドイツ語初級会話 2	演習	1		2	
		フランス語初級会話 1	演習	1		2	
		フランス語初級会話 2	演習	1		2	
		中国語初級会話 1	演習	1		2	
		中国語初級会話 2	演習	1		2	
		日本語レポート作成 1	演習	1		2	
		日本語レポート作成 2	演習	1		2	
		日本語リーディング・リスニング 1	演習	1			2
		日本語リーディング・リスニング 2	演習	1			2
		日本語プレゼンテーション 1	演習	1			2
		日本語プレゼンテーション 2	演習	1			2
		日本語ライティング 1	演習	1			2
		日本語ライティング 2	演習	1			2
		日本語ディスカッション 1	演習	1			2
		日本語ディスカッション 2	演習	1			2
	情報科目	情報処理基礎	演習	1		2	
		情報処理応用	演習	1		2	
	健康・スポーツ科目	健康・スポーツ科学	講義	1	2		
		健康・スポーツ実技	実技	1			1
	ボランティア科目	ボランティア科目 1	実習	1		1	
		ボランティア科目 2	実習	1		1	
基礎科目	数学・統計学	統計学 B	講義	1		2	
	地域参加型学習	地域連携参加型学習	演習	1		2	

注 1 本表に掲げる授業科目のほかセミナー及び開放科目を、教授会の議を経て開設し単位を与えることがある。

2 その他の言語の区分中の日本語を主題とする授業科目は、外国人特

別学生が履修することができる。

(一部改正 平成19年達第58号、平成20年達第47号、平成21年達第35号、平成22年達第46号、平成24年達第24号、平成25年達第21号、平成26年達第16号、平成27年達第16号、平成28年達第16号、平成30年達第23号、平成30年達第93号、平成31年達第14号、令和2年達第17号、令和3年達第13号、令和4年達第24号)

## 別表 2

## ア 心理教育学科・現代社会学科

区 分			最低修得必要単位数		
共通科目	一般教養科目	大学特色科目	4 単位		*左記以外に10単位
		現代社会の諸相	4 単位		
		文化と人間性の探求	4 単位		
		人間と自然	4 単位		
		自然と数理の探求	4 単位		
	語学科目	英語	6 単位		
		その他の言語	4 単位		
	情報科目		2 単位		
	健康・スポーツ科目		2 単位		
	ボランティア科目				
基礎科目	数学・統計学				
	地域参加型学習	地域連携参加型学習			
教養教育科目合計			36単位		

注1 英語を母語とする外国人特別学生は、英語を履修して卒業必要単位とすることはできない。この場合、英語科目の必要単位数は、教養教育科目及び専門教育科目において、英語科目及び英語関係科目以外で修得した単位をもって充当することができる。

2 それぞれの母語を履修してその他の言語の卒業必要単位とすることはできない。

3 その他の言語の区分中の会話またはレポート作成を主題とする科目を履修してその他の言語の卒業必要単位とすることはできない。

4 外国人特別学生は、その他の言語の区分中の日本語上級1、日本語上級2を履修してその他の言語の卒業必要単位とすることができる。

5 単位互換事業により他大学において単位を修得した場合は、教授会の議を経て4単位まで本表の\*印欄「10単位」に算入することができる。

## イ 国際文化学科

区 分			最低修得必要単位数		
共通科目	一般教養科目	大学特色科目	4 単位		*左記以外に4単位
		現代社会の諸相	4 単位		
		文化と人間性の探求	4 単位		
		人間と自然	4 単位		

		自然と数理の探求		
	語学科目	英語	ISから4単位、AEから4単位を含めて12単位	
		その他の言語	4単位	
	情報科目		2単位	
	健康・スポーツ科目		2単位	
	ボランティア科目			
基礎科目	数学・統計学			
	地域参加型学習	地域連携参加型学習		
教養教育科目合計			36単位	

注1 英語を母語とする外国人特別学生は、英語を履修して卒業必要単位とすることはできない。この場合、英語科目の必要単位数は、教養教育科目及び専門教育科目において、英語科目及び英語関係科目以外で修得した単位をもって充当することができる。

2 それぞれの母語を履修してその他の言語の卒業必要単位とすることはできない。

3 その他の言語の区分中の会話またはレポート作成を主題とする科目を履修してその他の言語の卒業必要単位とすることはできない。

4 外国人特別学生は、その他の言語の区分中の日本語上級1、日本語上級2を履修してその他の言語の卒業必要単位とすることができる。

5 単位互換事業により他大学において単位を修得した場合は、教授会の議を経て4単位まで本表の\*印欄「4単位」に算入することができる。

(一部改正 平成20年達第47号、平成22年達第46号、平成24年達第24号、平成25年達第21号、平成26年達第16号、平成28年達第16号、平成30年達第23号)

別表2の2

検定試験の種類	語学科目[英語]	
	2単位	4単位
実用英語技能検定	準1級	1級
TOEIC / TOEIC L&R	730～799点	800点以上
TOEFL (iBT)	77～88点	89点以上

注1 申請はいずれか1種類に限る。

注2 認定の対象科目は「CS:TOEIC Preparation (2単位)」又は

「CS:Grammar and Usage (2単位)」とし、認定単位は4単位を上限とする。

(一部改正 平成20年達第47号、平成23年達第45号、平成30年達第23号)

別表 3

## ア 心理教育学科

区 分	授 業 科 目	講義 形態	配当 年次	単 位 数		
				必修	選択	
基礎科目	ESD 入門	講義	1	1		
	グローバル化と経済開発	講義	1		2	
	多文化共生	講義	1		2	
	人の移動とグローバル・シティズンシップ	講義	1		2	
	都市開発と自然との共生	講義	1		2	
	自文化理解	講義	1		2	
	マイノリティと共生	講義	1		2	
基幹科目	ESD 概論	講義	2		1	
	多文化共生の心理学	講義	2		2	
	児童・家庭福祉論 1	講義	2		2	
	子ども青少年支援論	講義	3		2	
	社会学概論	講義	1		2	
	政治学	講義	2		2	
	現代社会と福祉 1	講義	2		2	
	日本文化論 1	講義	2		2	
	国際関係論	講義	2		2	
	多文化社会論	講義	2		2	
	観光論	講義	2		2	
	入門経済学 I	講義	2		2	
	文系のための環境理学入門	講義	2		2	
	心理学概論	講義	1		2	
	教育学概論 2	講義	1		2	
	教職概論 1	講義	2	2		
	発達心理学 1	講義	2	2		
	現代教育社会学	講義	1		2	
	心理学統計法 1	講義 演習	2		2	
	教育学概論 1	講義	1	2		
臨床心理学概論	講義	1		2		
言語習得論	演習	2		2		
展開科目	人の理解	知覚・認知心理学 B (認知心理学)	講義	1		2
		発達心理学 2	講義	2		2
		学習・言語心理学	講義	2		2
		感情・人格心理学	講義	2		2
		神経・生理心理学	講義	3		2
		知覚・認知心理学 A (知覚心理学)	講義	3		2
		動作学	講義	2		2
		現代日本語論	講義	3		2



	人間関係論	講義	3		2	
	憲法 2	講義	2		2	
人を育む	教育史	講義	2		2	
	教育制度論	講義	3		2	
	保育・教育課程総論	講義	2		2	
	教育課程論	講義	2		2	
	教育内容論	講義	2		2	
	保育内容総論	講義	3		2	
	教育方法論 1	講義	2		2	
	教育方法論 2	講義	3		2	
	特別支援教育 1	演習	2		2	
	保育原理	講義	1		2	
	教職概論 2	講義	1		2	
	心理学的支援法	講義	2		2	
	障害者・障害児心理学	講義	3		2	
	教育・学校心理学 A (教育心理学)	講義	3		2	
	教育・学校心理学 B (教育相談)	講義	3		2	
	福祉心理学	講義	3		2	
	生涯発達 と環境	社会・集団・家族心理学 A (社会・集団心理学)	講義	2		2
社会・集団・家族心理学 B (家族心理学)		講義	3		2	
健康・医療心理学		講義	2		2	
産業・組織心理学		講義	3		2	
司法・犯罪心理学		講義	3		2	
教育社会学		講義	2		2	
比較教育学		講義	2		2	
多文化保育・教育論		講義	2		2	
家族社会学 (家庭支援論)		講義	3		2	
児童・家庭福祉論 2		講義	2		2	
環境教育論		講義	2		2	
現代都市問題		講義	1		2	
NGO 論		講義	2		2	
社会的ネットワーク論		講義	2		2	
地域社会学		講義	3		2	
心理・教育 の技法		心理学統計法 2	講義 演習	2		2
		心理学実験 1	実習	2		2
	心理学実験 2	実習	3		2	
	心理学研究法	講義	3		2	
	心理的アセスメント	講義 演習	2		2	
	ESD 演習 (スタディツアー)	演習	2		2	
	子ども青少年支援演習	演習	3		2	

		保育内容演習（健康）	演習	2		2
		保育内容演習（人間関係）	演習	2		2
		保育内容演習（環境）	演習	3		2
		保育内容演習（言葉）	演習	3		2
		保育内容演習（音楽的表現）	演習	2		2
		保育内容演習（造形的表現）	演習	3		2
		子どもの理解と援助	演習	2		2
		子ども家庭支援の心理学	講義	3		2
		保育・教職実践演習（幼稚園）	演習	4		2
		社会調査法	講義	2		2
関連科目		社会的養護	講義	2		2
		社会的養護内容	演習	3		2
		子どもの保健	講義	2		2
		子どもの健康と安全	演習	2		1
		医療と保育1	講義	4		2
		医療と保育2	講義	4		2
		医療と保育3	講義	4		2
		子どもの食と栄養	演習	3		2
		保育相談支援	演習	3		2
		乳児保育1	講義	3		2
		乳児保育2	演習	3		1
		保育内容演習2（健康）	演習	4		2
		保育内容演習2（表現）	演習	4		2
		音楽表現1	演習	3		2
		音楽表現2	演習	3		2
		造形表現	演習	3		2
		身体表現1	演習	3		2
		身体表現2	演習	3		2
		保育実習1（保育所）	実習	2		2
		保育実習1（施設）	実習	3		2
		保育実習指導1（保育所）	演習	2		1
		保育実習指導1（施設）	演習	3		1
		保育実習2	実習	3		2
		保育実習指導2	演習	3		1
		保育実習3	実習	4		2
		保育実習指導3	演習	4		1
		学校体験活動	実習	1		1
		幼稚園教育実習（含事前事後指導）	実習	4		4
		医療保育実習	実習	4		1
		公認心理師の職責	講義	1		2
		人体の構造と機能及び疾病	講義	3		2
		関係行政論	講義	3		2
		精神疾患とその治療	講義	3		2
	心理演習	演習	3		2	

	心理実習 1	実習	3		1
	心理実習 2	実習	4		1
	行政法 1	講義	3		2
	行政法 2	講義	3		2
	民法 1	講義	2		2
	民法 2	講義	2		2
演習	基礎演習	演習	1	2	
	発展演習	演習	2	2	
	専門演習 1	演習	3	2	
	専門演習 2	演習	3	2	
	専門演習 3	演習	4	2	
	専門演習 4	演習	4	2	
卒業論文	卒業論文	演習	4	8	

注 「心理学実験 1」を履修し単位が認められた場合には、「発展演習」に充てることができる。

## イ 現代社会学科

区 分	授 業 科 目	講義 形態	配当 年次	単 位 数	
				必修	選択
基礎科目	ESD 入門	講義	1	1	
	グローバル化と経済開発	講義	1		2
	多文化共生	講義	1		2
	人の移動とグローバル・シティズンシップ	講義	1		2
	都市開発と自然との共生	講義	1		2
	自文化理解	講義	1		2
	マイノリティと共生	講義	1		2
基幹科目	ESD 概論	講義	2		1
	多文化共生の心理学	講義	2		2
	児童・家庭福祉論 1	講義	2		2
	子ども青少年支援論	講義	3		2
	社会学概論	講義	1	2	
	政治学	講義	2		2
	現代社会と福祉 1	講義	2		2
	日本文化論 1	講義	2		2
	国際関係論	講義	2		2
	多文化社会論	講義	2		2
	観光論	講義	2		2
	入門経済学 I	講義	2		2
	文系のための環境理学入門	講義	2		2
	社会情報統計論 1	講義	1		2
	社会調査法	講義	2	2	
	社会調査論	講義	1		2
	現代社会と福祉 2	講義	2		2
医療福祉論	講義	2		2	

展  
開  
科  
目

都市と政策領域	現代都市問題	講義	1		2	
	名古屋学2（名古屋と観光）	講義	2		2	
	国内フィールドワーク	演習	2		2	
	NGO論	講義	2		2	
	地域社会学	講義	3		2	
	地方自治論	講義	3		2	
	憲法1	講義	2		2	
	憲法2	講義	2		2	
	民法1	講義	2		2	
	民法2	講義	2		2	
	行政法1	講義	3		2	
	行政法2	講義	3		2	
	労働法	講義	3		2	
	経済法	講義	3		2	
	会社法	講義	3		2	
	租税法	講義	3		2	
	知的財産法	講義	3		2	
	現代思想	講義	2		2	
	地理学	講義	1		2	
	都市政策論	講義	3		2	
	社会情報統計論2	講義	2		2	
	環境政策論	講義	3		2	
	データ解析法	講義	2		2	
	名古屋と行政	講義	2		2	
	公共政策論	講義	3		2	
	行政学	講義	3		2	
	ESD インターンシップ実習	実習	1		2	
	環境経済学Ⅰ	講義	3・4		2	
	環境経済学Ⅱ	講義	3・4		2	
	社会と理論領域	社会学史	講義	2		2
		社会思想史	講義	3		2
		労働社会学	講義	2		2
社会的ネットワーク論		講義	2		2	
政治社会学		講義	2		2	
メディア社会学		講義	2		2	
マスコミュニケーション論		講義	2		2	
ジェンダー社会学		講義	2		2	
家族社会学(家庭支援論)		講義	3		2	
ジェンダーと歴史社会		講義	3		2	
環境社会学		講義	3		2	
質的調査法		講義	3		2	
意思決定論		講義	3		2	
国際法		講義	3		2	
国際政治史		講義	2		2	
共生論		講義	2		2	

	経済学原論	講義	2		2
	日本の歴史（日本近代史1）	講義	2		2
	日本の歴史（日本近代史2）	講義	2		2
	外国史概論	講義	2		2
	アジア史	講義	2		2
	グローバリゼーション研究	講義	2		2
	哲学	講義	2		2
	宗教学	講義	2		2
	社会・集団・家族心理学 B（家族心理学）	講義	3		2
福祉と地域領域	社会福祉援助技術方法1	講義	2		4
	社会福祉援助技術方法2	講義	3		4
	社会保障論	講義	2		4
	地域福祉論	講義	2		2
	公的扶助論	講義	2		2
	障害者福祉論	講義	2		2
	特別支援教育2	講義	2		2
	社会福祉援助技術総論	講義	2		4
	福祉行財政と福祉計画	講義	2		2
	児童・家庭福祉論2	講義	2		2
	老人福祉論	講義	2		2
	更生保護論	講義	3		2
	コミュニティワーク論	講義	3		2
	社会福祉管理運営	講義	3		2
	精神保健の課題と支援	講義	3		2
	人体の構造と機能及び疾病	講義	3		2
	権利擁護を支える法制度	講義	3		2
	スクール(学校)ソーシャルワーク論	講義	3		2
	スクール(学校)ソーシャルワーク演習	演習	3		1
	スクール(学校)ソーシャルワーク実習指導	演習	4		1
	スクール(学校)ソーシャルワーク実習	実習	4		3
	相談援助演習1	演習	2		2
	相談援助演習2	演習	3		2
	相談援助演習3	演習	3		2
	相談援助演習4	演習	4		2
	相談援助演習5	演習	4		2
	相談援助実習指導1	演習	2		2
	相談援助実習指導2	演習	3		4
	相談援助実習1	実習	3		6
	相談援助実習2	実習	4		1
関連科目	文化人類学	講義	2		2

	国際日本学概論	講義	2		2
	日本文化史 2	講義	2		2
	文化資源論	講義	2		2
	日本文化論 2	講義	2		2
	国際協力論	講義	2		2
	アジア文化論	講義	3		2
	アジア社会論	講義	2		2
	現代教育社会学	講義	1		2
	教育史	講義	2		2
	教育社会学	講義	2		2
	東南アジア地域研究	講義	2		2
	比較教育学	講義	2		2
演習	基礎演習	演習	1	2	
	社会調査実習 1	実習	2		2
	社会調査実習 2	実習	2		2
	社会理論演習	演習	2		2
	発展演習	演習	2		2
	専門演習 1	演習	3	2	
	専門演習 2	演習	3	2	
	専門演習 3	演習	4	2	
専門演習 4	演習	4	2		
卒業論文	卒業論文	演習	4	8	

## ウ 国際文化学科

区 分	授 業 科 目	講義 形態	配当 年次	単 位 数	
				必修	選択
基礎科目	E S D入門	講義	1	1	
	グローバル化と経済開発	講義	1		2
	多文化共生	講義	1		2
	人の移動とグローバル・シティズンシップ	講義	1		2
	都市開発と自然との共生	講義	1		2
	自文化理解	講義	1		2
	マイノリティと共生	講義	1		2
基幹科目	E S D概論	講義	2		1
	多文化共生の心理学	講義	2		2
	児童・家庭福祉論 1	講義	2		2
	子ども青少年支援論	講義	3		2
	社会学概論	講義	1		2
	政治学	講義	2		2
	現代社会と福祉 1	講義	2		2
	日本文化論 1	講義	2		2
	国際関係論	講義	2		2
	多文化社会論	講義	2		2
	観光論	講義	2		2

		入門経済学 I	講義	2		2	
		文系のための環境理学入門	講義	2		2	
		国際文化学	講義	1		2	
		国際日本学概論	講義	2		2	
		国際文化特講 1	講義	2		2	
		国際文化特講 2	講義	2		2	
		名古屋学 1 (名古屋学入門)	講義	1		2	
		名古屋学 2 (名古屋と観光)	講義	2		2	
展開科目	日本文化	文化資源論	講義	2		2	
		人文情報学	講義	2		2	
		日本文化論 2	講義	2		2	
		日本とグローバル社会	講義	2		2	
		日本の歴史 (日本社会史)	講義	2		2	
		日本の歴史 (日本近代史 1)	講義	2		2	
		日本の歴史 (日本近代史 2)	講義	2		2	
		日本文化史 1	講義	3		2	
		日本文化史 2	講義	2		2	
		日本の文学 1	講義	2		2	
		日本の文学 2	講義	2		2	
		Intercultural Studies	講義	3		2	
		日本経済史	講義	3		2	
		日本語・文化セミナー 1	講義	2		2	
		日本語・文化セミナー 2	講義	2		2	
		現代日本語論	講義	3		2	
		グローバル文化	文化人類学	講義	2		2
			宗教学	講義	2		2
	哲学		講義	2		2	
	共生論		講義	2		2	
	国際協力論		講義	2		2	
	NGO論		講義	2		2	
	外国史概論		講義	2		2	
	イギリス事情		講義	2		2	
	国際政治史		講義	2		2	
	地理学		講義	1		2	
	国際法		講義	2		2	
	社会思想史		講義	3		2	
	憲法 2		講義	2		2	
	ジェンダーと歴史社会		講義	3		2	
	アジア史		講義	2		2	
	アジア社会論	講義	2		2		
	アジア文化論	講義	3		2		
東南アジア地域研究	講義	2		2			
アメリカ政治史	講義	2		2			
アメリカ社会論	講義	2		2			
グローバリゼーション研究	講義	2		2			

	Area Studies	講義	3		2
	経済学原論	講義	2		2
	国際経済学 I	講義	2		2
	国際経済学 II	講義	2		2
	外国経済史	講義	3		2
言語・異文化コミュニケーション	英語文学概論	講義	2		2
	英語圏文化論	講義	2		2
	英語文学講読	講義	2		2
	英語学概論	講義	2		2
	英語学各論	講義	2		2
	英文法概論	講義	2		2
	英文法各論	講義	2		2
	英語音声学概論	講義	2		2
	英語音声学各論	講義	2		2
	Academic Presentation	演習	2		2
	Academic Writing	演習	2		2
	Research and Presentation	演習	3		2
	Research and Discussion	演習	3		2
	ドイツ語中級	演習	2		2
	フランス語中級	演習	2		2
	中国語中級	演習	2		2
	韓国語中級	演習	2		2
実践知プロジェクト	英語短期研修 A	実習 演習	1		2
	英語短期研修 B	実習 演習	1		2
	英語短期研修 C	実習 演習	1		2
	英語短期研修 D	実習 演習	1		2
	ヨーロッパ短期研修 A	実習 演習	2		2
	ヨーロッパ短期研修 B	実習 演習	2		2
	ヨーロッパ短期研修 C	実習 演習	2		2
	アジア短期研修 A	実習 演習	2		2
	アジア短期研修 B	実習 演習	2		2
	アジア短期研修 C	実習 演習	2		2
	ディズニーインターンシップ	実習	2		12
	海外フィールドワーク A	実習 演習	1		4



海外フィールドワーク B	実習 演習	1		4
海外フィールドワーク C	実習 演習	1		2
海外フィールドワーク D	実習 演習	1		2
国内フィールドワーク A	実習 演習	2		2
国内フィールドワーク B	実習 演習	2		2
国内フィールドワーク C	実習 演習	2		2
国内フィールドワーク D	実習 演習	2		2
国内フィールドワーク E	実習 演習	1		1
国内フィールドワーク F	実習 演習	1		1
国内フィールドワーク G	実習 演習	2		4
国際センターインターンシップ短期	実習	2		2
国際センターインターンシップ長期	実習	2		2
国内ボランティア・インターンシップ1	実習	1		1
国内ボランティア・インターンシップ2	実習	1		1
国内ボランティア・インターンシップ3	実習	2		2
国内ボランティア・インターンシップ4	実習	1		2
国内ボランティア・インターンシップ5	実習	2		2
国内ボランティア・インターンシップ6	実習	2		2
国内ボランティア・インターンシップ7	実習	1		1
国内ボランティア・インターンシップ8	実習	1		1
国内ボランティア・インターンシップ9	実習	1		1
I C TプロジェクトA	演習	2		1
I C TプロジェクトB	演習	2		1
I C TプロジェクトC	演習	2		2

	I C TプロジェクトD	演習	2		2
	留学A	講義	2		2
	留学B	講義	2		2
	留学C	講義	2		2
	留学D	講義	2		2
	留学E	講義	2		2
	留学F	講義	2		2
	留学G	講義	2		2
	留学H	講義	2		2
	留学I	講義	2		2
	留学J	講義	2		2
	留学K	講義	2		2
	留学L	講義	2		2
	留学M	講義	2		2
	留学N	講義	2		2
	留学O	講義	2		2
	留学P	講義	2		2
	中学校教育実習	実習	4		5
	高等学校教育実習	実習	4		3
関連科目	教職概論 2	講義	1		2
	教育学概論 2	講義	1		2
	特別支援教育 2	講義	2		2
	教育制度論	講義	3		2
	教育課程論	講義	2		2
	教育方法論 2	講義	3		2
演習	基礎演習	演習	1	2	
	発展演習	演習	2	2	
	専門演習 1	演習	3	2	
	専門演習 2	演習	3	2	
	専門演習 3	演習	4	2	
	専門演習 4	演習	4	2	
卒業論文	卒業論文	演習	4	8	

(一部改正 平

成19年達第55号、平成21年達第35号、平成22年達第46号、平成23年達第45号、平成25年達第21号)、平成26年達第16号、平成27年達第16号、平成27年達第47号、平成30年達第23号、平成30年達第93号、平成31年達第14号、令和 3 年達第13号、令和 4 年達第24号)

## 別表 4

## ア 心理教育学科

区 分	最低修得必要単位数		
	必修・選択単位数	自由選択単位数	合計
基礎科目	5	27	96
基幹科目	16		
展開科目	28		
関連科目			
他学科他学部開講科目			
演習	12		
卒業論文	8		

## イ 現代社会学科

区 分	最低修得必要単位数		
	必修・選択単位数	自由選択単位数	合計
基礎科目	5	27	96
基幹科目	16		
展開科目	26		
関連科目			
他学科他学部開講科目			
演習	14		
卒業論文	8		

## ウ 国際文化学科

区 分	最低修得必要単位数		
	必修・選択単位数	自由選択単位数	合計
基礎科目	5	29	96
基幹科目	16		
展開科目	26		
関連科目			
他学科他学部開講科目			
演習	12		
卒業論文	8		

注1 ドイツ語、フランス語、中国語又は韓国語を母語とする外国人特別学生は、それぞれの母語に関連する科目を履修して卒業必要単位とすることができない。

2 帰国子女選抜により人文社会学部に入学した学生に係る「日本語・文化セミナー1・2」の卒業必要単位への認定は、教授会の議を経て、学部長が行うものとする。

(一部改正 平成21年達第35号、平成22年達第46号、平成25年達第21号、平成27年達第47号、平成30年達第23号、平成30年達第93号、平成31年達第14号)

別表 5

心理教育学科
専門演習 1・2 の中からいずれか 1 科目 2 単位以上

改正 平成21年達第35号、平成22年達第46号、平成25年達第21号、平成28年達第16号) (一部

## 別表 6

ア 平成 13 年厚生労働省告示第 198 号別表第 1 による科目と心理教育学科における科目の読み替え表

告示別表第 1 による必修科目				心理教育学科における科目		
系列	教 科 目	授業形態	単位数	左に対応して開設される教科目	授業形態	単位数
保育の本質・目的に関する科目	保育原理	講義	2	保育原理	講義	2
	教育原理	講義	2	教育学概論 1	講義	2
	子ども家庭福祉	講義	2	児童・家庭福祉論 1	講義	2
	社会福祉	講義	2	現代社会と福祉 1	講義	2
	子ども家庭支援論	講義	2	家族社会学（家庭支援論）	講義	2
	社会的養護 I	講義	2	社会的養護	講義	2
	保育者論	講義	2	教職概論 1	講義	2
保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学	講義	2	発達心理学 1	講義	2
	子ども家庭支援の心理学	講義	2	子ども家庭支援の心理学	講義	2
	子どもの理解と援助	演習	1	子どもの理解と援助	演習	2
	子どもの保健	講義	2	子どもの保健	講義	2
	子どもの食と栄養	演習	2	子どもの食と栄養	演習	2
保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価	講義	2	保育・教育課程総論	講義	2
	保育内容総論	演習	1	保育内容総論	演習	2
	保育内容演習	演習	5	保育内容演習(健康)	演習	2
				保育内容演習(人間関係)	演習	2
				保育内容演習(環境)	演習	2
				保育内容演習(言葉)	演習	2
				保育内容演習(音楽的表現)	演習	2
				保育内容演習(造形的表現)	演習	2
	保育内容の理解と方法	演習	4	音楽表現 1	演習	2
				身体表現 1	演習	2
				造形表現	演習	2
				言語習得論	演習	2
	乳児保育 I	講義	2	乳児保育 1	講義	2
乳児保育 II	演習	1	乳児保育 2	演習	1	
子どもの健康と安全	演習	1	子どもの健康と安全	演習	1	
障害児保育	演習	2	特別支援教育 1	演習	2	
社会的養護 II	演習	1	社会的養護内容	演習	2	

	子育て支援	演習	1	保育相談支援	演習	2
保育実習	保育実習 I	実習	4	保育実習 1 (保育所)	実習	2
				保育実習 1 (施設)	実習	2
	保育実習指導 I	演習	2	保育実習指導 1 (保育所)	演習	1
				保育実習指導 1 (施設)	演習	1
総合演習	保育実践演習	演習	2	保育・教職実践演習 (幼稚園)	演習	2

イ 平成13年厚生労働省告示第198号別表第2による科目と心理教育学科における科目の読み替え表

告示別表第2による選択必修科目	心理教育学科における科目			
教科目	左に対応して開設されている科目	授業形態	単位数	備考
保育の本質・目的に関する科目	憲法2	講義	2	
保育の対象の理解に関する科目	発達心理学2	講義	2	
	臨床心理学概論	講義	2	
	教育・学校心理学A（教育心理学）	講義	2	
保育の内容・方法に関する科目	保育内容演習2（健康）	演習	2	
	保育内容演習2（表現）	演習	2	
	多文化保育・教育論	講義	2	
	音楽表現2	演習	2	
	身体表現2	演習	2	
保育実習	保育実習2	実習	2	2科目を組み合わせて履修
	保育実習指導2	演習	1	
	保育実習3	実習	2	2科目を組み合わせて履修
	保育実習指導3	演習	1	

注1 「保育実習2」及び「保育実習指導2」又は「保育実習3」及び「保育実習指導3」のいずれかの組合せによる2科目3単位は必修である。

注2 この表に掲げる科目の中から、注1の3単位を含んで18単位を修得しなければならない。

ウ 平成13年厚生労働省告示第198号による教養科目と心理教育学科における科目の読み替え表

告示による教科目	心理教育学科における科目			
教科目	左に対応して開設されている科目	授業形態	単位数	備考
外国語、体育以外の科目	音楽と文化	講義	2	6単位以上
	心理学概論	講義	2	
	心理学入門	講義	2	
	日本国憲法	講義	2	
	自分とみんなで考える哲学	講義	2	
	日本文化の理解	講義	2	
	私たちの暮らしと政治・行政・地方自治	講義	2	

		多文化共生と国際貢献	講義	2	
		現代教育の諸相	講義	2	
		次世代育成と地域の課題	講義	2	
		社会学B	講義	2	
		社会学C	講義	2	
		東ヨーロッパの文化と歴史	講義	2	
外国語		CS:Presentation	演習	2	2 単位以上
		CS:Grammar and Usage	演習	2	
体育	講義	健康・スポーツ科学	講義 演習	2	2 科目 必修
	実技	健康・スポーツ実技	実技	1	

(一部改正 平成22年達第46号、平成24年達第24号、平成25年達第21号、平成28年達第16号、平成30年達第23号、平成31年達第14号、令和3年達第13号、令和4年達第24号)

別表7 幼稚園教諭一種免許状

	認定を受けようとする免許状の種類	免許法施行規則に定める科目区分	本学での開設授業科目		
			科目名	授業形態	単位数
領域及び保育内容の指導法に関する科目	幼稚園教諭一種免許状	健康	身体表現1	演習	2
		人間関係	○人間関係論	講義	2
		環境	○環境教育論	講義	2
		言葉	○言語習得論	演習	2
		表現	○音楽表現1	演習	2
		保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用含む。)	○保育内容総論	講義	2
			○保育内容演習(健康)	演習	2
			○保育内容演習(人間関係)	演習	2
			○保育内容演習(環境)	演習	2
			○保育内容演習(言葉)	演習	2
○保育内容演習(音楽的表現)	演習		2		
教育の基礎的理解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目	○教育学概論1	講義	2	
		保育原理	講義	2	
		○教職概論1	講義	2	
		○現代教育社会学	講義	2	
		○発達心理学1	講義	2	
		○特別支援教育1	講義	2	
	○保育・教育課程総論	講義	2		
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談	○教育方法論1	講義	2	
		○教育・学校心理学 A(教育心理学)	講義	2	
		○保育相談支援	講義	2	



	等に関する科目			
	教育実践に関する科目	○幼稚園教育実習（含事前事後指導）	実習	4
		○学校体験活動	実習	1
		○保育・教職実践演習（幼稚園）	演習	2
大学が独自に設定する科目		心理学概論	講義	2
		社会・集団・家族心理学B（家族心理学）	講義	2
		臨床心理学概論	講義	2
		多文化保育・教育論	講義	2
		発達心理学2	講義	2
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目		○日本国憲法	講義	2
		○健康・スポーツ科学	講義 演習	2
		○健康・スポーツ実技	実技	1
		○CS:Presentation	演習	2
		○情報処理基礎	演習	2

注1 ○印は教職課程の必修科目である。

（一部改正 平成22年達第46号、平成23年達第45号、平成24年達第24号、平成25年達第21号、平成27年達第16号、平成30年達第23号、平成31年達第14号、令和3年達第13号、令和4年達第24号）

別表8 中学校教諭一種免許状（社会）、高等学校教諭一種免許状（地理歴史又は公民）

	認定を受けようとする免許状の種類	免許法施行規則に定める科目区分	本学での開設授業科目		
			科目名	授業形態	単位数
教科及び教科の指導法に関する科目	中学校教諭一種免許状（社会）	日本史・外国史	○日本の歴史（日本社会史）	講義	2
			日本の歴史（日本近代史1）	講義	2
			○外国史概論	講義	2
			アジア史	講義	2
			グローバルイゼーション研究	講義	2
			日本の歴史（日本近代史2）	講義	2
		地理学（地誌を含む。）	○地理学	講義	2
			日本文化史2	講義	2
			多文化社会論	講義	2
		「法律学、政治学」	○政治学	講義	2
			行政学	講義	2
			憲法2	講義	2
		「社会学、経済学」	○社会学概論	講義	2
			現代都市問題	講義	2
			ジェンダー社会学	講義	2

		経済学原論	講義	2	
		労働社会学	講義	2	
	「哲学、倫理学、宗教学」	○現代思想	講義	2	
		宗教学	講義	2	
		社会思想史	講義	2	
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	○社会科・地理歴史科教育法 A	講義	2	
		○社会科・地理歴史科教育法 B	講義	2	
		○社会科・公民科教育法 A	講義	2	
		○社会科・公民科教育法 B	講義	2	
高等学校教諭一種免許状（地理歴史）	日本史	○日本の歴史（日本社会史）	講義	2	
		日本の歴史（日本近代史1）	講義	2	
		日本の歴史（日本近代史2）	講義	2	
		日本文化史1	講義	2	
		文化資源論	講義	2	
	外国史	○外国史概論	講義	2	
		アジア史	講義	2	
		グローバルゼーション研究	講義	2	
		ジェンダーと歴史社会	講義	2	
	人文地理学・自然地理学	○地理学	講義	2	
		日本文化史2	講義	2	
		地域社会学	講義	2	
	地誌	○多文化社会論	講義	2	
		日本文化論2	講義	2	
		アジア文化論	講義	2	
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	○社会科・地理歴史科教育法 A	講義	2	
		○社会科・地理歴史科教育法 B	講義	2	
	高等学校教諭一種免許状（公民）	「法学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	○政治学	講義	2
			地方自治論	講義	2
			行政学	講義	2
政治社会学			講義	2	
憲法1			講義	2	
憲法2			講義	2	
国際政治史			講義	2	
国際関係論			講義	2	
マスコミュニケーション論			講義	2	
国際法			講義	2	
民法1			講義	2	
民法2			講義	2	

		「社会学、 経済学（国 際経済を含 む。）」	○社会学概論	講義	2
			社会調査法	講義	2
			現代都市問題	講義	2
			社会学史	講義	2
			社会的ネットワーク論	講義	2
			メディア社会学	講義	2
			労働社会学	講義	2
			ジェンダー社会学	講義	2
			経済学原論	講義	2
		「哲学、倫 理学、宗 教学、心 理学」	○現代思想	講義	2
			宗教学	講義	2
			社会思想史	講義	2
		各教科の指 導法（情報 通信技術の 活用を含 む。）	○社会科・公民科教育法A	講義	2
			○社会科・公民科教育法B	講義	2
		教育の基 礎的理解 に関する 科目等	中学校教諭 一種免許状 （社会）	教育の基礎 的理解に関 する科目	○教育学概論 2
○教職概論 2	講義				2
教育社会学	講義				2
高等学校教 諭一種免許 状（地理歴 史）	比較教育学		講義		2
	○教育制度論		講義		2
	○学校教育心理学		講義		2
	○特別支援教育 2		講義		2
高等学校教 諭一種免許 状（公民）	○教育課程論		講義		2
	△道德教育		講義		2
	○特別活動及び総合的な学習 の時間の指導法		講義		2
	○教育方法論 2		講義		2
	○ICT活用教育論		講義 演習		1
	○生徒・進路指導論		講義		3
教育実践に 関する科目	○教育相談		講義		2
	○中学校教育実習		実習		5
	○高等学校教育実習	実習	3		
大学が独 自に設定 する科目	○教職実践演習（中・高）	演習	2		
	介護等体験実習	実習	2		
	健康・医療心理学	講義	2		
	発達心理学 2	講義	2		
	臨床心理学概論	講義	2		
		多文化保育・教育論	講義	2	

			※道徳教育	講義	2
教育職員 免許法施 行規則第 66条の 6に定め る科目			○日本国憲法	講義	2
			○健康・スポーツ科学	講義 演習	2
			○健康・スポーツ実技	実技	1
			○CS:Presentation	演習	2
			○情報処理基礎	演習	2

注1 ○印は教職課程の必修科目である。

2 △印は中学校教諭一種免許状（社会）の授与における必修科目である。

3 ※印は高等学校教諭一種免許状（地理歴史）（公民）の授与における選択科目である。

（一部改正 平成21年達第35号、平成22年達第46号、平成23年達第45号、平成24年達第24号、平成25年達第21号、平成27年達第16号、平成30年達第23号、平成31年達第14号、令和3年達第13号、令和4年達第24号）

別表9 中学校教諭一種免許状（英語）、高等学校教諭一種免許状（英語）

	認定を受けようとする免許状の種類	免許法施行規則に定める科目区分	本学での開設授業科目		
			科目名	授業形態	単位数
教科及び教科の指導法に関する科目	中学校教諭一種免許状（英語）  高等学校教諭一種免許状（英語）	英語学	英語学概論	講義	2
			英語学各論	講義	2
			○英語音声学概論	講義	2
			英語音声学各論	講義	2
			○英文法概論	講義	2
			英文法各論	講義	2
			英語学専門演習1	演習	2
			英語学専門演習2	演習	2
		英語文学	○英語文学概論	講義	2
			英語文学講読	講義	2
			英語文学・文化専門演習1	演習	2
			英語文学・文化専門演習2	演習	2
		英語コミュニケーション	Academic Writing	演習	2
			Academic Presentation	演習	2
	異文化理解	○英語圏文化論	講義	2	
		アメリカ社会論	講義	2	
		アメリカ政治史	講義	2	
		イギリス事情	講義	2	
		異文化コミュニケーション専門演習1	演習	2	
		異文化コミュニケーション専門演習2	演習	2	
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	△英語科教育法A	講義	2	
		△英語科教育法B	講義	2	
		△英語科教育法C	講義	2	
		△英語科教育法D	講義	2	
		英語教育学専門演習1	演習	2	
		英語教育学専門演習2	演習	2	
	教育の基礎的理解に関する科目等	中学校教諭一種免許状（英語）  高等学校教諭一種免許状（英語）	教育の基礎的理解に関する科目  道徳、総合的な学習の	○教育学概論2	講義
○教職概論2				講義	2
教育社会学				講義	2
比較教育学				講義	2
○教育制度論				講義	2
○学校教育心理学				講義	2
○特別支援教育2				講義	2
○教育課程論				講義	2
△道徳教育		講義		2	
○特別活動及び総合的な学習		講義		2	

	時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	の時間の指導法		
		○教育方法論 2	講義	2
		○ICT活用教育論	講義 演習	1
		○生徒・進路指導論	講義	3
		○教育相談	講義	2
	教育実践に関する科目	○中学校教育実習	実習	5
		○高等学校教育実習	実習	3
		○教職実践演習（中・高）	演習	2
	大学が独自に設定する科目	介護等体験実習	実習	2
		健康・医療心理学	講義	2
発達心理学 2		講義	2	
臨床心理学概論		講義	2	
多文化保育・教育論		講義	2	
	※道徳教育	講義	2	
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	○日本国憲法	講義	2	
	○健康・スポーツ科学	講義 演習	2	
	○健康・スポーツ実技	実技	1	
	○CS:Presentation	演習	2	
	○情報処理基礎	演習	2	

注1 ○印は教職課程の必修科目である。

2 △印は中学校教諭一種免許状（英語）の授与における必修科目である。

高等学校教諭一種免許状（英語）の授与においては「英語科教育法A」と「英語科教育法B」、「英語科教育法A」と「英語科教育法D」、「英語科教育法B」と「英語科教育法C」、「英語科教育法C」と「英語科教育法D」のいずれかの組合せで2科目を必ず履修する必要がある。

3 ※印は高等学校教諭一種免許状（英語）の授与における選択科目である。

4 「Academic Writing」又は「Academic Presentation」のいずれかを選んで履修しなければならない。（選択必修）

5 英語学専門演習1・2、英語文学・文化専門演習1・2、異文化コミュニケーション専門演習1・2及び英語教育学専門演習1・2を履修した場合は、専門演習1・2として卒業必要単位に充てることができる。

（一部改正 平成21年達第35号、平成22年達第46号、平成23年達第45号、平成24年達第24号、平成25年達第21号、平成27年達第16号、平成30年達第23号、平成31年達第14号、令和2年達第17号、令和4年達第24号）

別表10 「社会福祉に関する科目を定める省令（平成20年文部科学省・厚生労働省令第3号）」に指定する科目と本学部における科目の読み替え表

省令による指定科目	本学部における科目		
教 科 目	左に対応して開設される教 科目	授業 形態	単位数
医学概論	人体の構造と機能及び疾病	講義	2
心理学と心理的支援	心理学概論	講義	2
社会学と社会システム	社会学概論	講義	2
社会福祉の原理と政策	現代社会と福祉 1	講義	2
	現代社会と福祉 2	講義	2
社会福祉調査の基礎	社会調査法	講義	2
ソーシャルワークの基盤と専門職	社会福祉援助技術総論	講義	4
ソーシャルワークの基盤と専門職 (専門)			
ソーシャルワークの理論と方法	社会福祉援助技術方法 1	講義	4
ソーシャルワークの理論と方法 (専門)	社会福祉援助技術方法 2	講義	4
地域福祉と包括的支援体制	地域福祉論	講義	2
	コミュニティワーク論	講義	2
福祉サービスの組織と運営	社会福祉管理運営	講義	2
社会保障	社会保障論	講義	4
高齢者福祉	老人福祉論	講義	2
障害者福祉	障害者福祉論	講義	2
児童・家庭福祉	児童・家庭福祉論 1	講義	2
貧困に対する支援	公的扶助論	講義	2
保健医療と福祉	医療福祉論	講義	2
権利擁護を支える法制度	権利擁護を支える法制度	講義	2
刑事司法と福祉	更生保護論	講義	2
ソーシャルワーク演習	相談援助演習 1	演習	2
ソーシャルワーク演習 (専門)	相談援助演習 2	演習	2
	相談援助演習 3	演習	2
	相談援助演習 4	演習	2
	相談援助演習 5	演習	2
ソーシャルワーク実習指導	相談援助実習指導 1	演習	2
	相談援助実習指導 2	演習	4
ソーシャルワーク実習	相談援助実習 1	実習	6
	相談援助実習 2	実習	1

※いずれか1科目

(一部改正 平成21年達第35号、平成22年達第46号、平成23年達第45号、平成25年達第21号、平成30年達第23号、令和3年達第13号)

別表11 「社会福祉士等ソーシャルワークに関する国家資格有資格者を基盤としたスクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業に関する規程」に指定する科目及び時間数と本学部における科目の読み替え表

省令による指定科目		本学部における科目		
教科目	時間数	左に対応して開設される教科目	授業形態	単位数
スクール（学校） ソーシャルワーク論	30	スクール（学校） ソーシャルワーク論	講義	2
スクール（学校） ソーシャルワーク演習	15	スクール（学校） ソーシャルワーク演習	演習	1
スクール（学校） ソーシャルワーク実習指導	15	スクール（学校） ソーシャルワーク実習指導	演習	1
スクール（学校） ソーシャルワーク実習	80	スクール（学校） ソーシャルワーク実習	実習	3
教育の基礎的理解に関する科目のうち「教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む）」と「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）」を含む科目	※	教育社会学	講義	2
		比較教育学	講義	2
		教育制度論	講義	2
教育の基礎的理解に関する科目のうち「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」と「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」を含む科目	※	学校教育心理学	講義	2



<p>道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」のうち「生徒指導の理論及び方法」「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」「進路指導（キャリア教育に関する基礎的な事項を含む）の理論及び方法」を含む科目</p>		<p>特別支援教育 2</p>	<p>講義</p>	<p>2</p>
<p>精神保健の課題と支援</p>	<p>30</p>	<p>精神保健の課題と支援</p>	<p>講義</p>	<p>2</p>

※いずれか1科目

(この表追加 平成31年達第14号)

別表 12 「公認心理師法施行規則」(文部科学省・厚生労働省令 3) に指定する科目と本学部における科目の読み替え表

省令で定める科目		本学部における科目			
		左に対応して開設される科目	授業形態	単位数	
A 心理学基礎科目	①公認心理師の職責	公認心理師の職責	講義	2	
	②心理学概論	心理学概論	講義	2	
	③臨床心理学概論	臨床心理学概論	講義	2	
	④心理学研究法	心理学研究法	講義	2	
	⑤心理学統計法	心理学統計法 1	講義および演習	2	
		心理学統計法 2	講義および演習	2	
	⑥心理学実験	心理学実験 1	実習	2	
B 心理学発展科目	基礎心理学 ⑦知覚・認知心理学	知覚・認知心理学 A (知覚心理学)	講義	2	
		知覚・認知心理学 B (認知心理学)	講義	2	
	⑧学習・言語心理学	学習・言語心理学	講義	2	
	⑨感情・人格心理学	感情・人格心理学	講義	2	
	⑩神経・生理心理学	神経・生理心理学	講義	2	
	⑪社会・集団・家族心理学	社会・集団・家族心理学 A (社会・集団心理学)	講義	2	
		社会・集団・家族心理学 B (家族心理学)	講義	2	
	⑫発達心理学	発達心理学 1	講義	2	
		発達心理学 2	講義	2	
	⑬障害者・障害児心理学	障害者・障害児心理学	講義	2	
	⑭心理的アセスメント	心理的アセスメント	講義および演習	2	
	⑮心理学的支援法	心理学的支援法	講義	2	
	実践心理学	⑯健康・医療心理学	健康・医療心理学	講義	2
		⑰福祉心理学	福祉心理学	講義	2
		⑱教育・学校心理学	教育・学校心理学 A (教育心理学)	講義	2
教育・学校心理学 B (教育相談)			講義	2	

		⑱司法・犯罪心理学	司法・犯罪心理学	講義	2
		⑳産業・組織心理学	産業・組織心理学	講義	2
心理学 関連科 目		㉑人体の構造と機能及び 疾病	人体の構造と機能及び疾病	講義	2
		㉒精神疾患とその治療	精神疾患とその治療	講義	2
		㉓関係行政論	関係行政論	講義	2
C実習 演習科目		㉔心理演習	心理演習	演習	2
		㉕心理実習	心理実習 1	実習	1
			心理実習 2	実習	1

(この表追加 平成 30 年達第 23 号、一部改正  
平成 30 年達第 93 号、平成 31 年達第 14 号、令和 3 年達第 13 号、令和 4 年達第 24 号)